

新規上場申請のための四半期報告書

(第23期第1四半期)

自2022年10月1日

至2022年12月31日

株式会社ジェノバ

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期財務諸表	9
(1) 四半期貸借対照表	9
(2) 四半期損益計算書	10
第1 四半期累計期間	10
2 その他	13
第二部 提出会社の保証会社等の情報	14

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2023年3月13日
【四半期会計期間】	第23期第1四半期（自2022年10月1日 至2022年12月31日）
【会社名】	株式会社ジェノバ
【英訳名】	JENOBA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河野 芳道
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目34番地4
【電話番号】	(03) 5209-6885 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 戸上 敏
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目34番地4
【電話番号】	(03) 5209-6885 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 戸上 敏

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第1四半期累計期間	第22期
会計期間	自2022年10月1日 至2022年12月31日	自2021年10月1日 至2022年9月30日
売上高 (千円)	312,064	1,162,160
経常利益 (千円)	182,893	596,801
四半期(当期)純利益 (千円)	127,625	412,231
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	473,500	473,500
発行済株式総数 (株)	14,195	14,195
純資産額 (千円)	2,377,303	2,287,681
総資産額 (千円)	2,695,132	2,685,109
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	10.07	30.96
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	3,000.00
自己資本比率 (%)	88.2	85.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 当社は、第22期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第22期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 当社は、2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

（1）経営成績の状況

当第1四半期累計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限の解除等から緩やかに持ち直しつつある状況ではありましたが、新型コロナウイルス第8波等による感染再拡大やウクライナ情勢に起因した世界的な資源及び原材料価格の高騰、更には、約32年ぶりとなる1ドル＝150円台を付けた急激な円安に起因する輸入品価格の上昇等も加わり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

衛星測位分野のビジネス環境は、引き続き未来に向かって大きく変化してきている状況にあり、ビジネスの多様化・競争は一層活発化してきておりますが、世界的な半導体不足の影響により測量機器の調達に若干影響が残る形となっております。

このような状況下において、当社は、当第1四半期累計期間においてもGNSS補正情報配信サービス等を事業ドメインの中核として、高精度の位置補正データを、高品質かつ安定的に、また、高付加価値のサービスとして展開するビジネスに邁進しております。引き続き、継続的な事業拡大と企業体質の強化に取り組み、配信を停止しないシステムの増強、運用強化、移動体実験、レンタル会社や道路会社、ゼネコン等への積極的な提案外交を進め、ドローンサービス、IT農業分野での連携強化等のサービス展開等を行っております。

業績面においては、一般測量分野においては、当第1四半期累計期間中の12月中旬からクリスマス前後にかけて冬型の気圧配置の影響で、北日本・日本海側中心に予想を超える豪雪と寒波が襲来し、当社の補正データをご利用になるお客様が物理的に屋外での活動に制限が出てしまうなどの影響もありましたが、四半期を通しては、新規顧客件数、お客様の利用時間並びに定額制でご利用いただけるお客様の数は順調に増加いたしました。情報化施工関連は、引き続き、国土交通省が推進する情報化施工推進戦略による拡大傾向が続いており、大手携帯キャリアの参入等による懸念材料も残ってはおりますが、当社においては、豪雪と寒波の影響を除いては、お客様のサービス利用時間等には影響なく、レンタル会社等向けの取扱いに関してはユーザー数や利用時間ともに引き続き順調に拡大しております。その結果、売上高は312,064千円、営業利益は182,869千円、経常利益は182,893千円、四半期純利益は127,625千円となりました。

なお、セグメント別の業績につきましては、当社はGNSS補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（2）財政状態の状況

（資産）

資産総額は前事業年度末と比べて10,022千円増加し、2,695,132千円となりました。これは主に、流動資産のうち現金及び預金が34,783千円増加し、固定資産のうち、有形固定資産が主に減価償却により11,780千円減少、投資その他の資産が8,692千円減少したためであります。

（負債）

負債総額は前事業年度末と比べて79,599千円減少し、317,828千円となりました。これは主に、流動負債のうち、未払法人税等が63,492千円減少、未払消費税等が10,272千円減少したためであります。

（純資産）

純資産額は前事業年度末と比べて89,621千円増加し、2,377,303千円となりました。これは四半期純利益を127,625千円計上したことによる増加と配当金の支払38,004千円の減少によるものであります。

（3）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000
計	20,000

(注) 2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は55,980,000株増加し、56,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年3月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,195	14,195,000	非上場	(注) 1、2、3、4
計	14,195	14,195,000	—	—

- (注) 1. 当社は、2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が14,180,805株増加して14,195,000株となっております。
2. 2023年2月9日開催の臨時株主総会決議により、2023年2月9日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2023年2月9日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い株式の譲渡制限を削除しております。
4. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権 2021年12月22日株主総会決議 (2022年11月開催の取締役会決議)

決議年月日	2022年11月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 9
新株予約権の数(個)	400 (注) 4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 400 [400,000] (注) 4、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	220,000 [220] (注) 5、6
新株予約権の行使期間	自 2024年12月1日 至 2031年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 220,000 [220] 資本組入額 110,000 [110] (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

※ 第5回新株予約権発行時(2022年11月30日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日現在(2023年3月13日)にかけて変更された事項については、提出日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について以下に定める取得条項に該当する事由が発生していないことを条件とする。ただし、取締役会の決議により特に認められた場合はこの限りではない。

- ・当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は、残存する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ・新株予約権者が次の①ないし③のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 当社の取締役又は監査役
 - ② 当社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他の名目の如何を問わず当社との間で委任請負等の継続的な契約関係にある者
 - ・新株予約権者につき、次の①ないし⑩のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合
 - ③ 新株予約権者が割当を受けた新株予約権の一部又は全部を当社の取締役会の承認を得ずに、譲渡、質入その他の処分をした場合
 - ④ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ⑤ 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ⑥ 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - ⑦ 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑧ 新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑨ 新株予約権者につき破産その他これらに類する手続き開始の申立てがあった場合
 - ⑩ 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑪ 新株予約権者が新株予約権の要項又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
 - ・新株予約権者が当社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後に係る身分を有するに至った場合を含む）において、次の①又は②のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合
 - ・新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
 - ・各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権 1 個の一部についてこれを行使することはできないものとする。
2. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。本新株予約権の質入その他の処分は、これを認めない。
 3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において、残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号の3イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。交付する新株予約権の条件については、合併契約等において定める。
 4. 当社が、新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとし、かつ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換もしくは株式移転を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数について、当社は合理的な範囲で適切に必要と認める調整を行うものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。調整後の行使価額は、株式分割の場合には株主割当日の翌日以降、株式併合の場合にはその効力発生のとき以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 2) 新株予約権発行後、本項第5号①もしくは②に掲げる事由が生ずる場合又はその可能性がある場合は次の行使価額調整式をもって行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 3) 行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。
- 4) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後速やかに、新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知する。
- 5) 本項第2号に定める行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の①又は②に定めるところによる。

①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、又は株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする 当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合

調整後の行使価額は、その新株予約権若しくは証券の発行日、又は株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権若しくは証券の全ての行使がなされたものとみなし、行使価額調整式における「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株1株の発行価額を使用して計算される額とし、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。

- 6) 上記5号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は対象者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき

②前号のほか、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき

③いずれかの新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く

6. 当社は、2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年10月1日～ 2022年12月31日	—	14,195	—	473,500	—	137,500

(注) 2023年1月24日開催の臨時取締役会決議に基づき、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は14,180,805株増加し、14,195,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,527	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 12,668	12,668	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	14,195	—	—
総株主の議決権	—	12,668	—

(注) 2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行うとともに、2023年2月9日開催の臨時株主総会決議により、2023年2月9日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権様式 (自己株式等) は、1,527,000株、完全議決権様式 (その他) の株式数は普通株式12,668,000株、議決権の数は126,680個、発行済株式総数の株式数は14,195,000株、総株主の議決権の議決権の数は126,680個となっております。

② 【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ジェノバ	東京都千代田区神田須田町一丁目34番地4	1,527	—	1,527	10.8
計	—	1,527	—	1,527	10.8

(注) 2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,355,403	2,390,186
売掛金	105,025	106,693
商品	27,411	24,390
前払費用	18,379	16,958
その他	575	500
貸倒引当金	△315	△309
流動資産合計	2,506,480	2,538,419
固定資産		
有形固定資産	119,174	107,394
無形固定資産	13,056	11,613
投資その他の資産	46,397	37,705
固定資産合計	178,629	156,712
資産合計	2,685,109	2,695,132
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,727	10,001
1年内返済予定の長期借入金	4,146	1,644
未払費用	8,005	6,446
未払法人税等	115,896	52,404
未払消費税等	36,465	26,193
契約負債	142,901	142,299
賞与引当金	19,410	9,453
役員賞与引当金	3,000	-
その他	13,909	24,099
流動負債合計	354,464	272,543
固定負債		
長期未払金	5,224	5,224
役員退職慰労引当金	33,404	35,726
資産除去債務	4,334	4,334
固定負債合計	42,963	45,285
負債合計	397,427	317,828
純資産の部		
株主資本		
資本金	473,500	473,500
資本剰余金	179,000	179,000
利益剰余金	1,868,581	1,958,203
自己株式	△233,400	△233,400
株主資本合計	2,287,681	2,377,303
純資産合計	2,287,681	2,377,303
負債純資産合計	2,685,109	2,695,132

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2022年10月1日 至2022年12月31日)
売上高	312,064
売上原価	58,135
売上総利益	253,929
販売費及び一般管理費	71,059
営業利益	182,869
営業外収益	
受取利息	6
為替差益	22
営業外収益合計	28
営業外費用	
支払利息	4
営業外費用合計	4
経常利益	182,893
税引前四半期純利益	182,893
法人税、住民税及び事業税	49,080
法人税等調整額	6,187
法人税等合計	55,267
四半期純利益	127,625

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自2022年10月1日 至2022年12月31日)	
減価償却費	13,433千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年12月19日 定時株主総会	普通株式	38,004	3,000	2022年9月30日	2022年12月20日	利益剰余金

(注) 2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）

当社は、GNS S補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	売上高
データ配信サービス	303,415
通信機器	8,648
顧客との契約から生じる収益	312,064
その他の収益	—
外部顧客への売上高	312,064

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2022年10月1日 至2022年12月31日)
1株当たり四半期純利益	10.07円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	127,625
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	127,625
普通株式の期中平均株式数(株)	12,668,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第5回 新株予約権の数400個 (普通株式400,000株) なお、新株予約権の概要は「第3 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年1月24日開催の臨時取締役会決議に基づき、2023年2月10日付をもって株式分割を行っております。また、2023年2月9日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

当該内容は、次のとおりであります。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2023年2月9日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	14,195株
② 今回の分割により増加した株式数	14,180,805株
③ 株式分割後の発行済株式総数	14,195,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	56,000,000株

3. 分割の日程

① 基準日公告日	2023年1月25日
② 基準日	2023年2月9日
③ 効力発生日	2023年2月10日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

5. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

6. その他

今回の株式分割に関しまして、資本金の額の変更はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年3月6日

株式会社ジェノバ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

開内啓行

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

川口靖仁

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェノバの2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の第1四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェノバの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上